

耐震診断・耐震改修判定 申込要領

千葉県耐震判定協議会における『耐震診断・耐震改修にかかる判定手続きの流れ』を説明します

－ 目次 －

❖耐震診断・耐震改修 判定フロー ……	P. 1
§ 1. 判定業務の概要 ……	P. 2
§ 2. 標準的な業務の流れ ……	P. 4
§ 3. その他 ……	P. 6
§ 4. 提出資料一覧 ……	P. 7

2019年1月

千葉県耐震判定協議会

§ 1. 判定業務の概要

(1) 判定業務の区分

耐震診断判定

耐震改修判定

当協議会において耐震診断判定を取得済の物件について耐震改修計画の判定を受ける場合

総合判定

耐震診断と耐震改修計画の判定を同時に受ける場合

変更判定

当協議会において耐震診断及び耐震改修判定を取得済の物件について補強計画の見直しによる変更判定を受ける場合

(2) 対象とする建築物等（建築物等：建築物・建築物の部分及び工作物）

① 着工時期

原則として、昭和56年5月31日以前に着工された建築物等。

昭和56年6月1日以降に着工された新耐震基準の建築物等については必要に応じ対象といたします。

② 構造種別

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、木造、コンクリートブロック・レンガ・その他組積造及びこれらの構造を組み合わせた構造

③ 判定対象外 ※原則下記としていますが判断にあたってはご相談下さい。

■ 高さが60メートルを超えるもの

■ 耐震性能に著しい影響を及ぼす劣化・損傷事象が認められるもの

■ 特殊な補強方法を採用している等により、判定が著しく困難であると想定されるもの

(3) 判定の範囲

① 基本的な考え方

耐震診断・耐震改修計画の考え方、検討内容の妥当性について審査しています。各種検討書（構造計算書等）の正誤をチェックするものではありません。

② 判定の範囲

「提出された耐震診断・耐震改修計画書が、準拠した耐震基準等に基づき妥当であること」を判定します。通常は、構造耐力上主要な部分の評価（Is 評価等）となります。

ただし、主要構造部以外の構造体・非構造部材・建築設備及び建築物の敷地は、地震による脱落・転倒等により人命の危険や避難の妨げとなる可能性があり、その耐震性は重要であることから、当該部材等を調査の上、耐震性に対して検討し、設計者の所見等を記載していただきます。

(4) 準拠する基準等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定される耐震診断の方法によるもので主な基準は以下のとおりです。

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「指針」
 - 平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）
- ② 同上告示別添第1本文ただし書の規定に基づき認定された以下の基準
 - 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準/(一財)日本建築防災協会
 - 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準/
(一財)日本建築防災協会
 - 既存鉄骨造建築物の耐震診断指針/(一財)日本建築防災協会
 - 屋内運動場等の耐震性能診断基準/文部科学省大臣官房文教施設企画部
 - 官庁施設の総合耐震診断基準/(一財)建築保全センター
 - 既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針/
(一財)日本建築防災協会
 - 既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法/
(一財)日本建築防災協会
 - 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法及び精密診断法/
(一財)日本建築防災協会
- ③ 耐震関係規定（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定）による耐震診断の方法
 - 建築基準法施行令第3章第8節に定める構造計算に関する規定

§ 2. 標準的な業務の流れ

「耐震診断・耐震改修 判定フロー」 p.1をご参照

(1) 事前相談

随時受け付けておりますので、電話でお申込みください。必要に応じて当協議会の委員との事前相談を行います。下記の事項及びその他相談内容がわかる資料をお持ちください。

- 建築物等の概要・構造上の特徴等
- 判定へのスケジュール（判定終了希望日など）
- 耐震改修促進法による診断報告義務対象建築物かどうか

なお、特殊な補強方法を検討している建築物等や耐震性能に著しい影響を及ぼす劣化・損傷が認められる建築物等（対象建築物のコンクリート推定強度が 13.5N/mm^2 未満等）で対象のご判断が難しい場合には、申込み前に事務局に相談してください。

(2) 判定の申込み

随時受け付けております。

「判定申込書（様式①）」により事務局に申込みをしてください。

(3) 資料の提出

判定部会用資料を「提出資料作成要領」により事務局にお持込みまたは、郵送等でご提出ください。（提出部数及び時期等については、§ 4を参照）

(4) 受付本委員会

診断者にご出席頂き、提出資料に基づき説明をして頂くとともに、判定委員と質疑応答等を行います。部会開催は原則2回までとし、これを超えた場合には、追加部会の実費相当額を徴収させていただきます。

受付本委員会における指摘事項・対応方針については、「判定部会議事録（様式②-1）」により、診断者が部会后3日以内を目途に事務局へ提出してください。対応結果については、次回部会時等にご提出いただきます。なお、部会当日は、参考資料として、耐震診断計算書（全出力）をお持ちください。

(5) 判定手数料の請求

部会の終了後に請求書を送付致しますので、委員会終了までに指定の口座にお振り込みください。

(6) 判定委員会

部会での審議終了後、委員会へ報告いたします。委員会提出資料は、部会の指示による修正・追加を行った部会用資料をベースに、「提出資料作成要領（委員会提出資料）」により取りまとめ、委員会開催までに、必要部数をご用意の

上、委員会会場へお持ち込みいただきます。診断者のご出席の必要はありません。

判定委員会は、部会担当委員が委員会提出資料に基づく報告を行い「適正」、「適正（指摘事項有り）」の判定をいたします。

（7）判定委員会の結果連絡

判定委員会の結果は、原則翌営業日までに委員会結果をご連絡致します。

■「適正」の場合：（8）判定書の発行へ

■「適正（指摘事項有り）」の場合：

「委員会結果票（様式③）」により指摘事項を通知します。診断者は指摘事項を確認し、「委員会議事録（様式②-2）」により、対応方針・結果と合わせ事務局へ提出してください。部会担当委員の確認を受けた後、（8）判定書の発行となります。

（8）判定書の発行

「適正」及び「適正（指摘事項有り）」で担当委員の確認が得られた案件については、最終の概要書（「耐震診断結果概要（様式④-1、④-2）」又は「耐震改修計画概要（様式⑤-1、⑤-2）」）を電子データで提出していただくことにより、判定書一式（耐震判定報告書・耐震判定書・概要書）をお渡しします。

§ 3. その他

(1) 判定済み案件の変更処理について

当協議会において取得した耐震診断及び耐震改修計画の判定書（以下「既判定書」という。）に、補強計画の見直しによる変更が生じる場合の取扱いについては、事務局に相談してください。（変更内容の既判定書への影響度合いにより、処理手続き及び手数料が違います。）

(2) 申込みの取下げについて

申込者の都合により、審査中に判定を取下げの場合は、取下げ理由を明記した「申請取下届（任意書式）」を提出していただきます。この場合、開催済みの部会にかかる実費相当額を手数料として徴収いたします。

(3) 判定期間及び業務期日の延期について

申込者・診断者の都合により判定期間が判定部会の初回開催日より6ヶ月を経過する場合には事務局と期日延期等の調整をしてください。内容によっては、審査打ち切りとなります。この場合、開催済みの部会にかかる実費相当額を手数料として徴収させていただきます。

調整の結果、期日延期の合意が得られた場合には延期理由を明記した「業務期日延期依頼書（任意書式）」の提出をお願いいたします。

(4) 特定行政庁への確認等について

法令違反に係る調査が行われている建築物等でないこと、係争中の案件ではないことを確認してください。

§ 4. 提出資料一覧

耐震診断・耐震改修判定の申込みから完了までの提出資料は下表の通りです。

ご提出期日	ご提出図書	様式等	部数
事前相談 (随時)	相談内容が分かる資料 ※メール、FAX可	任意	1部
申込み (随時)	■耐震診断・耐震改修判定申込書	様式①	1部
判定部会の 1週間前 (原則)	■部会提出資料	「提出資料作成要領」参照	4部
判定部会 当日	■1回目：参考資料として、耐震診断計算書（全出力）をお持ちください。	—	1部
	■2回目以降：前回の判定部会議事録及び修正・追加資料	様式②-1	1部
判定委員会 当日	■委員会提出資料 部会の指示により、修正・追加された資料（議事録を含む）を基に作成	「提出資料作成要領」参照	4部
判定委員会 終了後	■指摘事項有りの場合： 委員会議事録及び修正資料	様式②-2	4部
	■最終の概要書 耐震診断結果概要又は、耐震改修計画概要 ※内容確認後、判定書一式を発行いたします。	様式④-1、-2 様式⑤-1、-2	1部

* 下記様式については別添「提出書類ダウンロード」により作成してください。

- ・ 判定申込書（様式①）
- ・ 判定部会議事録（様式②-1）
- ・ 委員会議事録（様式②-2）
- ・ 耐震診断結果概要（様式④-1、④-2）
- ・ 耐震改修計画概要（様式⑤-1、⑤-2）

* 「委員会結果票（様式③）」については別添「提出資料作成要領（2）判定委員会提出資料」に説明がございます。（様式③は当会が作成する資料です）